

浜松市土地利用審査会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松市土地利用審査会条例(平成18年浜松市条例第122号)第5条の規定に基づき、浜松市土地利用審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 審査会の会長(以下「会長」という。)は、会議を招集する場合は、あらかじめ、会議の開催日時、場所及び議題を審査会の委員(以下「委員」という。)に通知するものとする。

(欠席の通知)

第3条 委員は、やむを得ない事由により会議に出席することができない場合には、あらかじめ会長にその旨を通知するものとする。

(会長の任期)

第4条 会長(その職務を代理する者を含む。)の任期は、その者の委員の任期と同一とする。

(委員の除斥)

第5条 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害関係ある事案を審理する場合は、会議開催前に、会長にその旨を申し出なければならない。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開を原則とする。ただし、個人情報、法人情報、行政運営情報等の非公開情報(浜松市情報公開条例(平成13年浜松市条例第32号)第7条に規定する非公開情報に該当するものをいう。以下同じ。)を扱う会議は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

2 浜松市付属機関の会議の公開に関する要綱第6条に規定する会議を傍聴できる者の数は、10人以下とする。

3 前項の規定その他に関する事項は、浜松市付属機関の会議の公開に関する要綱を準用する。この場合における浜松市付属機関の会議の公開に関する要綱第2条中「事前に公表しなければならない」とあるのは「事前に公表するよう努めるものとする」と読み替えるものとする。

(会議録の作成及び公開)

第7条 審査会は、会議の公開・非公開の別にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

2 会議録は、浜松市情報公開条例に規定するところにより公開する。

3 前2項の規定その他に関する事項は、浜松市付属機関の会議録の作成及び公表に関する要綱を準用する。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、都市整備部土地政策課において処理する。

(施行細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。